

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画  
（島しょ部を除く地区）

（第4期）

平成29年4月  
広島県

## 目 次

1 計画策定の目的及び背景 .....	1
2 管理すべき鳥獣の種類 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 管理が行われるべき区域 .....	2
5 現状 .....	2
(1) 生息等の状況 .....	2
① 分布状況 .....	2
② 分布拡大と生息環境の状況 .....	3
③ 生息密度・推定生息数 .....	5
④ シカの密度分布 .....	7
(2) 被害状況 .....	7
① 農業被害 .....	7
② 林業被害 .....	9
③ 自然植生への影響 .....	10
④ 列車の衝撃事故状況 .....	11
(3) 捕獲等の状況 .....	12
① 狩猟者登録数の推移 .....	13
② 有害捕獲による市町別捕獲頭数 .....	14
③ 捕獲個体の性比 .....	15
(4) 被害防除対策の実施状況 .....	16
① 市町における農業被害防除対策 .....	16
② 林業被害防除対策 .....	16
6 計画の進め方 .....	17
(1) 効果的な被害対策 .....	17
(2) モニタリングによる効果検証 .....	17
(3) 現状把握 .....	17
7 管理の目標及び基本的な考え方 .....	18
(1) 管理の目標 .....	18
(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方 .....	18
8 個体群管理（数の調整）に関する事項 .....	19
(1) 個体群管理の考え方 .....	19
(2) 個体群管理の目標 .....	20
(3) 個体群管理の手法 .....	20

(4) 目標達成のための措置 .....	21
① 捕獲対策の推進 .....	21
② 年度別実施計画に基づく管理施策の展開 .....	22
③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の導入 .....	22
④ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上 .....	22
9 被害管理に関する事項 .....	23
(1) 被害対策に係る方針 .....	23
(2) 市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進 .....	23
10 生息地の保護及び整備に関する事項 .....	23
11 その他管理のために必要な事項 .....	24
(1) モニタリング等の調査研究 .....	24
① 生息状況に関するモニタリング .....	24
② 捕獲情報の収集と分析 .....	24
③ 被害状況に関する情報 .....	24
(2) 計画の推進体制 .....	24
① 合意形成 .....	24
② 計画の策定又は見直し .....	25
③ イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置 .....	25

## 1 計画策定の目的及び背景

国内におけるニホンジカ（以下「シカ」という。）の状況は、昭和 50 年代以降に全国各地で生息数の増大と分布の拡大が指摘されはじめ、近年の急激な生息数の増加は農林業被害を深刻化させているばかりでなく、過度な採食圧による自然植生への影響とそれに伴う土壌浸食など、生物多様性保全の上でも看過できない状況に至っている。

このような状況の中、シカの生息数を抑制するため、一部地域（北海道、岩手県、兵庫県及び長崎県）でのメスジカの可猟化（平成 6（1994）年度）をはじめ、特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）制度の創設（平成 11（1999）年度）、メスジカの全国的な禁猟解除（平成 19 年度）など、捕獲規制緩和による個体数管理の強化が図られてきたが、一部地域ではシカ生息数の増加抑制の兆候が認められるものの、ほとんどの地域では増加に歯止めがかかっていない状況にあり、国内におけるシカ捕獲数は、平成元年度に 3 万 8 千頭程度であったものが、平成 10 年度には約 14 万頭、平成 22 年度には約 36 万頭と急激に増加している。

国は、以上のようなシカの増加による自然生態系への影響の増大、その他イノシシなどの野生鳥獣による農林水産業被害の深刻化、さらには捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化などに対応するため、平成 26 年 5 月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣法」という。）を改正し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「改正鳥獣法」という。）を公布した。改正鳥獣法では、法の目的に「野生鳥獣の管理」の概念を加え、シカのように生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣への対処・措置を法的に位置付けることとしている。これにより、これまでの特定計画は、「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に分けられ、シカについては後者として位置付けられることとなった。また、捕獲を推進するため、新たに「指定管理鳥獣捕獲等事業」の創設、「認定鳥獣捕獲等事業者制度」の導入などが法的に位置付けられた。

本県においては、シカの増加と農林業被害の増加に対応するため、昭和 50 年度からシカの有害捕獲を開始し、被害対策に取り組んできた。しかし、その後も被害が増加し続けていることから、シカによる農林業被害の軽減と個体群の安定的維持を図るため、科学的知見を踏まえ、個体数管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることを目的に、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りつつ、明確な保護管理の目標を設定し、平成 15（2003）年 9 月に特定計画を策定した。この計画に基づいて、主要生息地域におけるメスジカ狩猟を解禁する等、捕獲圧を高めることとした。平成 19（2007）年 3 月には第 2 期特定計画を策定し、平成 20（2008）年 3 月には同計画を変更して狩猟期間を延長（2 月 16 日から 2 月末日まで 2 週間）するとともに、管理地区内での狩猟の捕獲頭数制限を緩和した（1 人 1 日オス 1 頭以内及びメス 2 頭以内）。また、計画期間中の平成 20（2008）年 11 月には、猟法（くくりわな）使用禁止区域を除く地区において、シカの捕獲等をするためのくくりわなの輪の直径にかかる規制を解除した。さらに、捕獲頭数は増加したものの、農業被害は依然として高い水準に留まっており、狩猟や有害捕獲等の範囲にも拡大の傾向が見られたことから、平成 24（2012）年度に上位計画である鳥獣保護事業計画の計画期間（当時）に合わせ、第 3 期特定計画を策定した。

なお、平成 23（2011）年度及び 24（2012）年度に実施した生息状況調査の結果を踏まえて、平成 25 年（2013）年 3 月に第 3 期特定計画を変更し、生息数推定値と年間捕獲目標を見直すとともに、計画対象区域において狩猟による捕獲頭数制限を無制限とした。

さらに、平成 25（2013）年 12 月に環境省と農林水産省により示された「抜本的な鳥獣捕獲

強化対策や、平成 27（2015）年 5 月の改正鳥獣法の施行に伴い、指定管理鳥獣捕獲等事業の導入に係る項目の追加などによる「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（島しょ部を除く地区）」を策定したところであるが、平成 29 年 3 月 31 日をもって計画期間が満了することから、今回新たに第 4 期計画を策定するものである。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon*）

## 3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

## 4 管理が行われるべき区域

広島県全域（島しょ部を除く。）とする。

## 5 現状

### （1）生息等の状況

#### ① 分布状況

平成 14（2002）年度及び平成 19（2007）年度のアンケート調査、捕獲実績等によるシカの分布状況を図 1 及び図 2 に示す。また、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度に実施した「出猟カレンダー調査」（狩猟者の目撃及び捕獲情報）による分布を図 3 に示す。

平成 14（2002）年度の本県のシカの分布域は、山陽自動車道や山陽新幹線によって分断されており、広島市北東部、安芸高田市（中国自動車道と JR 芸備線に挟まれた地域）を中心とした県のほぼ中央部に位置する広い分布域（「白木山系地域個体群」という。）と、瀬戸内海に面した東広島市安芸津町、竹原市を中心とした狭い分布域（「竹原地域個体群」という。）に区分されていた。しかし、その後の分布拡大により、平成 19（2007）年度には兩個体群の分布域が接近し、分布境界が不明瞭となりつつあったが、平成 25（2013）年度以降

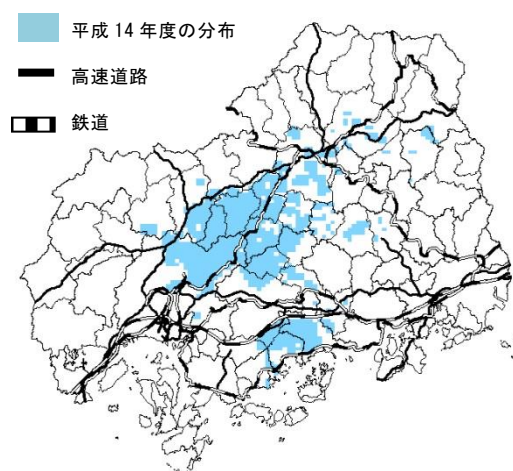


図 1 平成 14 年度のシカの分布域

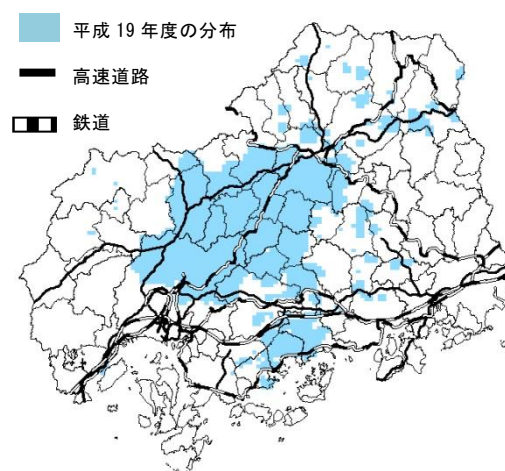


図 2 平成 19 年度のシカの分布域

の分布状況では、両個体群の分布がつながるとともに、周辺地域にさらに分布が拡大している。平成 19 (2007) 年度から平成 27 (2015) 年度の間にシカの分布域は最大で約 2.4 倍に拡大したと推定され、島しょ部を除く県全体の 61.6%を占めている(メッシュ数より算定)。

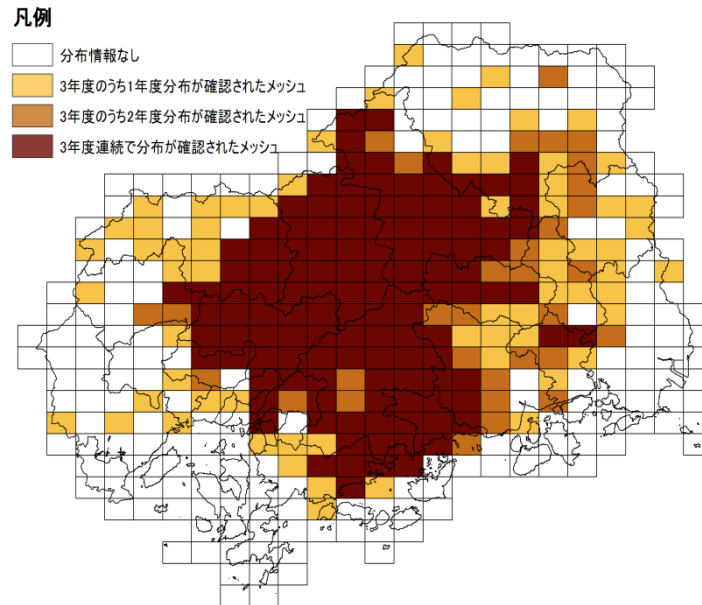


図3 平成 25～27 年度のシカ分布域 (出猟カレンダー調査による)

## ② 分布拡大と生息環境の状況

分布メッシュ数は、標高 400m以下では頭打ちになっているが、400m以上では平成 14 (2002)年度の 6 倍、平成 19 (2007)年度の 3 倍以上に増加している(表 1)。

また、平成 19 (2007)年度の標高区分ごとの生息確認率(各標高区分の分布メッシュ数/各標高区分の全メッシュ数)では、当地域のシカの利用頻度は標高 201-400mの低山域で高く、標高 801m以上には分布していなかった。しかし、平成 24 (2012)年度は標高 401-600 mで最も高く、801m以上のメッシュにも分布が確認された。県中部の分布域が山地を含む周辺地域に拡大している(図 4)。

表 1 標高区分別分布メッシュ数

標高区分(m)	全メッシュ数 (島しょ部を除く)	H14年度			H19年度			H24年度		
		分布メッシュ数	全分布メッシュに占める割合(%)	生息確認率(%)	分布メッシュ数	全分布メッシュに占める割合(%)	生息確認率(%)	分布メッシュ数	全分布メッシュに占める割合(%)	生息確認率(%)
0～200	1,386	148	13.8	10.7	243	12	17.5	178	5.3	12.8
201～400	2,665	597	55.7	22.4	1,113	54.8	41.8	1,056	31.4	39.6
401～600	2,282	303	28.3	13.3	601	29.6	26.3	1,594	47.3	69.9
601～800	995	23	2.1	2.3	75	3.7	7.5	471	14	47.3
801～1000	373	0	0	0	0	0	0	68	2	18.2
1001～1200	81	0	0	0	0	0	0	1	0	1.2
1201～	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7,785	1,071	100	13.8	2,032	100	26.1	3,368	100	43.3

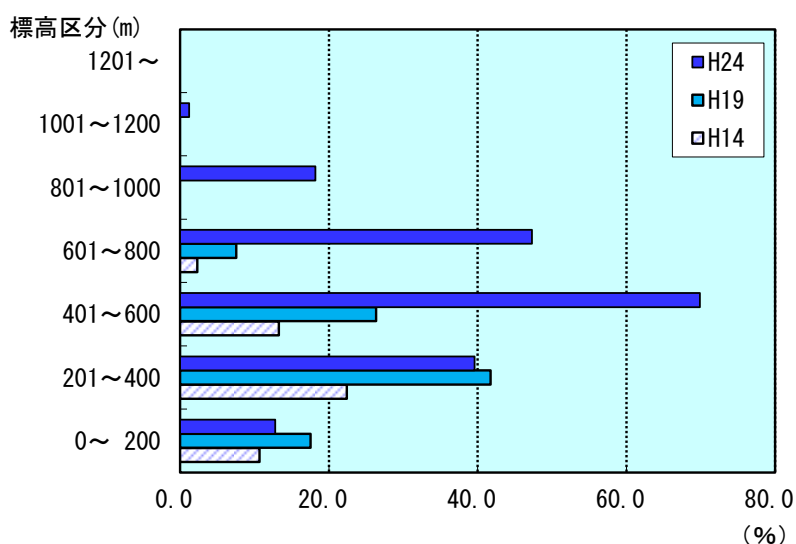


図4 標高による生息確認率の変化 (自然環境課調べ)

植生別では、森林・針葉樹林（人工林を含む）と弱度の地表改変地（農地を含む）の生息確認率が高く高頻度の利用が伺えた（表2）。平成24（2012）年度の生息確認率を過去の結果と比較すると、県本土の1%に満たない水生及び半水生植物生育地を除いて全ての植生凡例で増加している（図5）。

平成19（2007）年度から平成24（2012）年度にかけて、シカの分布は高標高域を含め各標高区分、植生凡例にわたって全体に拡大している。

表2 植生凡例別分布メッシュ数 (自然環境課調べ)

植生凡例	全メッシュ数(島しょ部を除く)	H14年度			H19年度			H24年度		
		分布メッシュ数	全分布メッシュに占める割合(%)	生息確認率(%)	分布メッシュ数	全分布メッシュに占める割合(%)	生息確認率(%)	分布メッシュ数	全分布メッシュに占める割合(%)	生息確認率(%)
森林・常緑広葉樹林	11	1	0.1	9.1	1	0	9.1	5	0.1	45.5
森林・落葉広葉樹林	1,372	104	9.7	7.6	239	11.7	17.4	404	12	29.4
森林・針葉樹林	3,385	621	58	18.3	1,109	54.4	32.8	1,808	53.5	53.4
林業利用地	1,310	90	8.4	6.9	207	10.2	15.8	360	10.7	27.5
弱度の地表改変地	1,326	232	21.7	17.5	427	21	32.2	704	20.9	53.1
強度の地表改変地	328	13	1.2	4	39	1.9	11.9	74	2.2	22.6
草原	62	3	0.3	4.8	9	0.4	14.5	13	0.4	21
半水生植物生息地	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水生植物生育地	30	7	0.7	23.3	7	0.3	23.3	7	0.2	23.3
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7,831	1,071	100	13.7	2,038	100	26.0	3,375	100	43.1

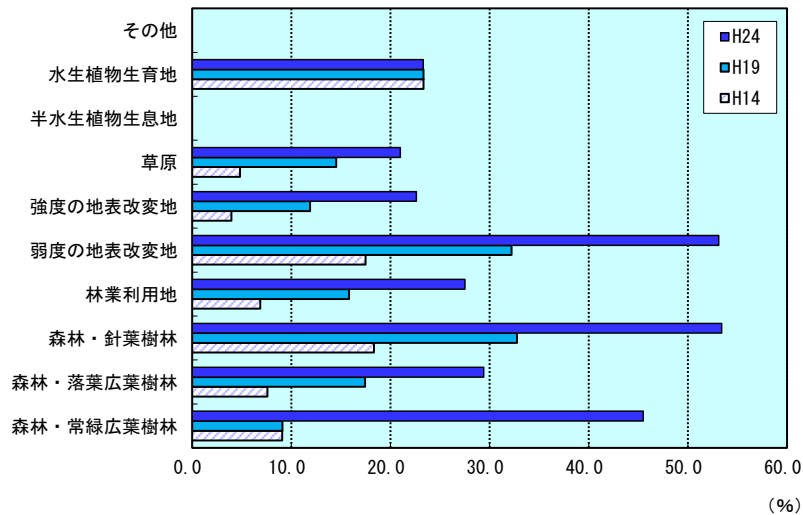


図5 植生凡例による生息確認率の変化 (自然環境課調べ)

### ③ 生息密度・推定生息数

県では、シカの生息密度及び生息数の推定のため、平成 14 (2002) 年度から平成 24 (2012) 年度までおおよそ 5 年ごとに糞粒法 (FUNRYU1\_2\_1 プログラム) による調査を実施してきた。平成 14 (2002) 年度、平成 18 (2006)・19 (2007) 年度 (以下「平成 19 年度」という。) は 64 地点 (白木山系地域 52 地点、竹原地域 12 地点)、平成 24 (2012) 年度はシカの分布拡大に合わせて 94 地点 (白木山系地域 76 点、竹原地域 18 点) で調査を行い、各調査地点の生息密度を推定するとともに、各年度の分布面積をもとに、県内の生息数も推定した。

平成 25 (2013) 年度からは、シカの密度指標調査としてより広域の調査に適している糞塊密度調査を実施するとともに、最新の統計手法 (階層ベイズモデル<sup>\*1</sup>) を用いて県内の生息数を推定している。階層ベイズモデルによる推定値は、過去の捕獲数と密度指標の変化から統計的に算出した値であり、誤差の生じやすい単年度の調査結果 (糞粒法など) に基づく推定値より推定精度が高いと考えられる。

#### \*1 階層ベイズモデル (Harvest-based model) による生息数の推定

捕獲数と密度指標の時間的な変化から、生息数と自然増加率の両方を推定する統計手法である。客観的な結果が得られるため、生息数推定においても高い評価が得られている。

平成 25 (2013) 年度の推定では、平成 14 (2002) 年度から平成 24 (2012) 年度の狩猟捕獲数、有害捕獲数、糞粒密度、目撃効率のデータを階層ベイズモデルに適用することにより、シカの自然増加率と個体数及びデータの誤差変動などを推定した。

平成 14 (2002) 年度から平成 27 (2015) 年度の狩猟捕獲数、有害捕獲数、糞粒密度及び目撃効率のデータを使用した階層ベイズモデルによる生息数の推定結果を表 3 及び図 6 に示す。

推定期間中の生息数はほぼ単調な増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年度には中央値で



53,053 頭（90%信頼限界で 20,776～179,773 頭）と推定された。

また、平成 27（2015）年度の自然増加率は、中央値で 26.9%（90%信頼限界で 13.8～43.9%）と推定された。

階層ベイズモデルによる推定値は、データが蓄積されるにつれて推定精度は向上する。今後も継続的なモニタリングによりデータを蓄積して推定精度を高め、結果に基づいて柔軟な目標設定をしていくことが必要である。

表 3 階層ベイズモデルによる各年度のシカ推定生息数

年度	推定生息数						
	平均	標準偏差	5 %点	25 %点	中央値	75 %点	95 %点
平成14（2002）年度	17,440	20,137	6,548	9,512	<b>13,097</b>	19,244	38,949
平成15（2003）年度	19,968	23,113	7,519	10,924	<b>14,992</b>	21,982	44,642
平成16（2004）年度	22,753	26,496	8,578	12,479	<b>17,114</b>	25,058	50,462
平成17（2005）年度	26,188	30,293	10,059	14,488	<b>19,780</b>	28,653	58,299
平成18（2006）年度	29,555	34,477	11,307	16,299	<b>22,232</b>	32,288	66,277
平成19（2007）年度	33,771	39,039	13,142	18,824	<b>25,460</b>	36,815	75,434
平成20（2008）年度	38,209	43,919	15,024	21,382	<b>28,763</b>	41,635	85,257
平成21（2009）年度	42,939	49,076	16,983	23,968	<b>32,338</b>	46,790	95,140
平成22（2010）年度	47,833	54,476	18,852	26,529	<b>35,821</b>	52,061	107,122
平成23（2011）年度	52,754	60,098	20,529	28,976	<b>39,249</b>	57,659	119,435
平成24（2012）年度	57,535	65,944	21,570	30,800	<b>42,443</b>	63,367	132,017
平成25（2013）年度	62,639	72,044	22,232	32,467	<b>45,694</b>	69,725	145,713
平成26（2014）年度	67,596	78,422	21,836	33,586	<b>49,024</b>	76,348	162,041
平成27（2015）年度	73,141	85,151	20,776	34,826	<b>53,053</b>	84,074	179,773

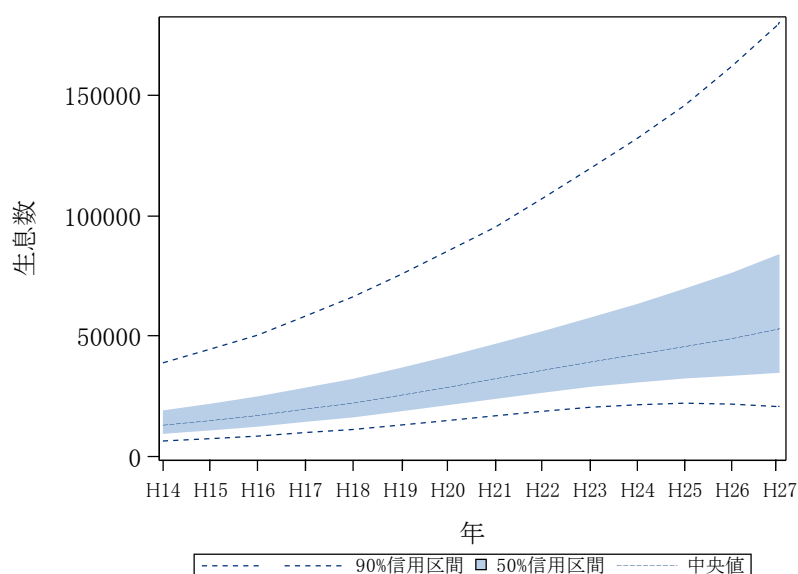


図 6 階層ベイズモデルによるシカ推定生息数の動向  
（中央値と 50%信頼限界、90%信頼限界を示す。）

#### ④ シカの密度分布

階層ベイズモデルによる生息数推定結果、密度指標及び森林面積から推定したシカの密度分布を図7に示す。

シカの高密度地域は、広島市北東部から安芸高田市にかけての地域と、竹原市から東広島市南部にかけての地域に認められ、高密度地域の周辺にそれに準ずる高い生息密度を示す地域が存在している。分布周辺でのシカ密度は概ね低いと考えられる。

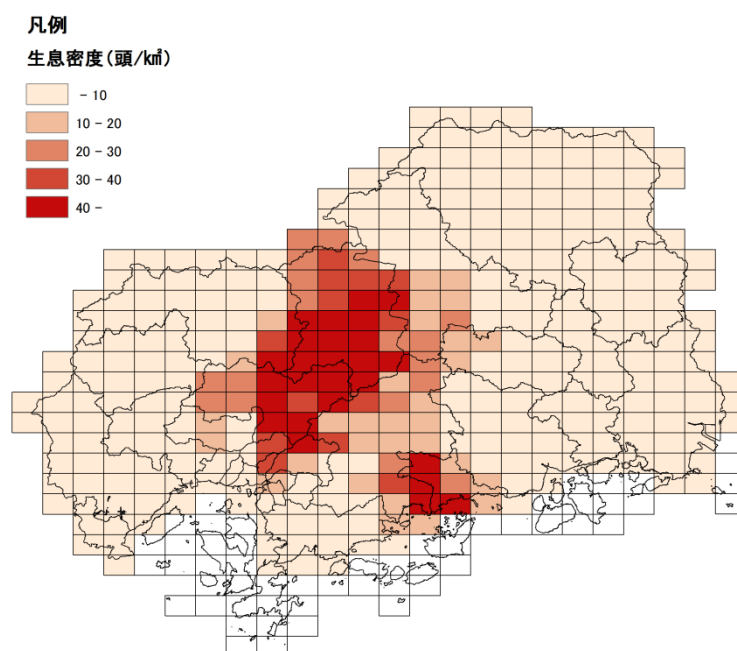


図7 階層ベイズによる個体数推定に基づくシカの密度分布

## (2) 被害状況

### ① 農業被害

農業被害について、年度別の被害面積を図8に、被害金額を図9に示す。被害面積は、平成10(1998)年度以降増減を繰り返しながら徐々に増加し、平成22(2010)年度に112haと過去最大の被害面積を記録した。しかし、その後は減少し、平成27(2015)年度の被害面積はピーク時の1/2以下となっている。被害量については、平成16(2004)年度まで増加し、その後一旦は減少したものの、平成21(2009)年度以降は平成16(2004)年を超える水準まで増加し、平成23(2011)年度に過去最大を示した。平成24(2012)年度以降は徐々に減少しており、平成27(2015)年度の被害量はピーク時と比較して約3割減少している。被害金額についても、平成21(2009)年度に7,700万円を超え過去最大を示したが、その後は減少し、平成27(2015)年度の被害金額はピーク時より4割以上低下している。被害作物の種により被害面積、金額、重量といった項目が示す被害の度合は異なるので判断は困難であるが、農業被害は概ね減少傾向にあると考えられる。

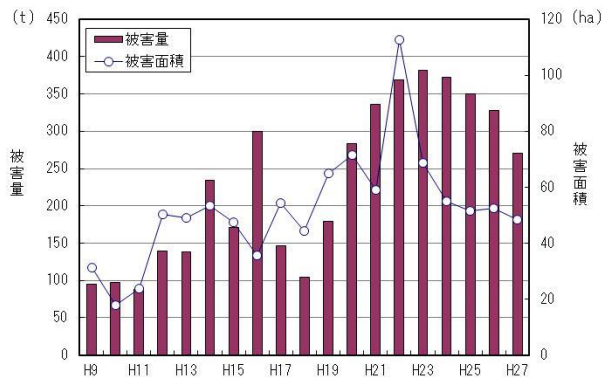


図8 農業被害面積と被害量  
(農業技術課調べ)

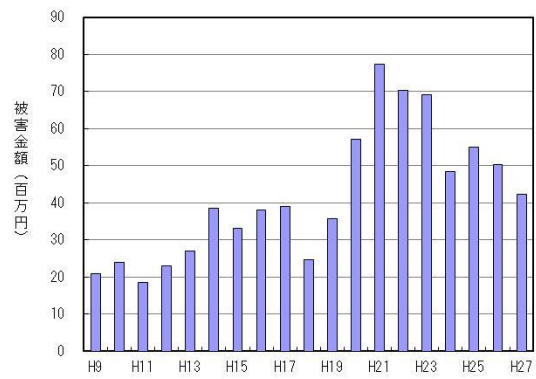


図9 農業被害金額  
(農業技術課調べ)

農作物別の被害面積を図10に示す。平成10(1998)年度以降では、水稻の被害面積が多く、増減を繰り返し、平成22(2010)年度にピークを示している。その後大幅に減少しているものの、平成24(2012)年度以降は横ばいで推移している。一方、野菜の被害面積は平成17(2005)～20(2008)年度に水稻の被害面積を超えていたが、平成21(2009)年度以降減少している。平成26(2014)年度以降は、豆類の被害面積が増加傾向にあり、野菜の被害面積を抜いて作物別では水稻に次いで第2位の被害面積を示している。

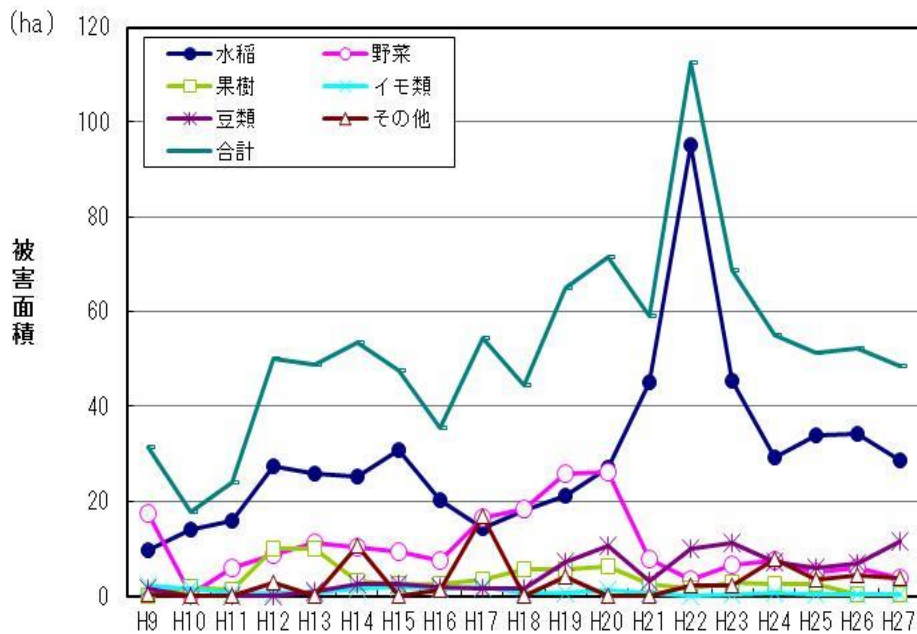


図10 農作物別被害面積の推移  
(農業技術課調べ)

## ② 林業被害

民有林における年度別の林業被害面積の推移を図 11 に示す。被害面積（実損面積）は平成 12（2000）年度以降減少していたが，平成 17（2005）年度から平成 19（2007）年度まで増加した後，平成 20（2008）年度に再び減少している。被害面積の減少には，造林面積自体の大幅な減少（図 12）も大きく影響していると考えられ，単位面積当たりの被害量は依然として高いものと推察される。また，県内のスギ・ヒノキ人工林の蓄積量は増加しており，今後はさらなる素材生産量拡大を図ることとしていることから，それに伴って伐採跡地の植林も増加するものと予想される。そのため，こうした再造林地におけるシカの被害も増加する可能性がある。

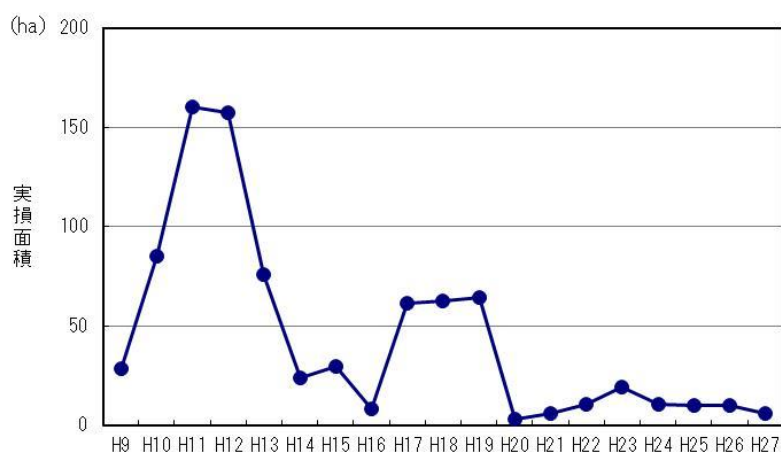


図 11 林業被害量の推移  
(森林保全課調べ)

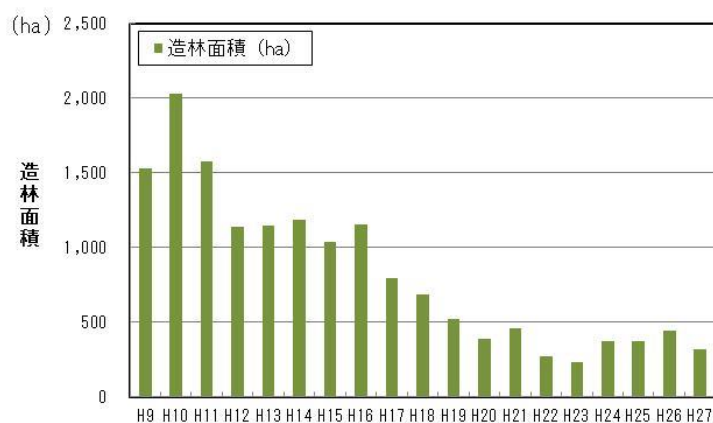


図 12 広島県における造林面積の変化 (農林水産局資料による)

樹種別の実損被害面積を表4に示した。各年度ともヒノキの被害量が最も高い。

表4 樹種別の実損被害面積 (森林保全課調べ) (単位：a)

年度	ヒノキ	スギ	サクラ	クリ	ケヤキ	クヌギ	その他
H9	2,873	0	0	0	0	0	0
H10	6,780	150	100	50	1,450	0	0
H11	15,980	0	0	0	0	30	0
H12	15,627	101	0	0	0	0	0
H13	7,531	60	1	0	0	0	0
H14	2,414	0	0	0	0	0	0
H15	2,049	0	0	38	5	0	901
H16	723	0	0	0	40	0	50
H17	5,855	0	7	0	2	100	166
H18	6,013	0	0	0	0	100	164
H19	6,294	25	0	0	0	100	27
H20	320	0	0	0	0	0	0
H21	575	0	0	0	10	0	0
H22	1,025	0	0	0	21	0	0
H23	1,930	0	0	0	0	0	0
H24	1,048	0	0	0	0	0	0
H25	1,014	0	0	0	0	0	0
H26	900	0	0	0	0	0	101
H27	581	41	0	0	0	0	0

なお、平成20(2008)年度以降に林業被害が低水準で推移している原因として、前述の造林面積の減少だけでなく、被害が正確に把握されていない可能性も考えられる。シカの分布拡大や生息密度上昇に伴って被害が増加するが、木材価格の下落に伴い、造林の実施量が減少して被害が見落とされている可能性がある。したがって、各地に調査地点を設定して定期的に被害調査を実施し、林業被害の把握に努める必要がある。また、被害形態には幼齢造林地における枝葉摂食害と成長した林分における剥皮害に分類できることから、今後は両者を区分して被害統計を取っていく必要がある。

### ③ 自然植生への影響

シカの生息密度が上昇して森林の下層植生に過度な採食圧がかかると、植生の衰退やシカの嗜好性植物が繁茂するなどの植物相に大きな影響を与える。また、希少な植物群落への影響も懸念される。さらに、下層植生の減少・衰退が過度になると、表土が流出して植生に対して不可逆的な影響(回復困難な状況)が生じるとともに、急斜面での斜面崩壊など国土保全の上でも大きな問題となる。

本県では、平成25年度に初めてシカによる自然植生への影響に関する調査(森林下層植生衰退度調査)を一部地域で試験的に実施し、平成27(2015)年度にはシカの分布域全体を対象に100地点で調査を実施した。「下層植生(低木層の木本類、ササ類、草本層)の植被率」をもとに森林植生の衰退度を段階的に区分し空間補間したところ(図13)、シカ密度の高い地域を中心に下層植生の衰退が生じている可能性があることが示唆された。また、森林下層植生衰退度と生息密度の関係を解析したところ、目標生息密度を「5頭/km<sup>2</sup>」以下と設定することで、衰退度3(高木性稚幼樹が消失し始めるなど、自然植生への影響が顕著に現れる段階)以上の林分をなくすことができ、森林生態系保全を目標とした密度管理目標の設定が可能であることが示唆された。

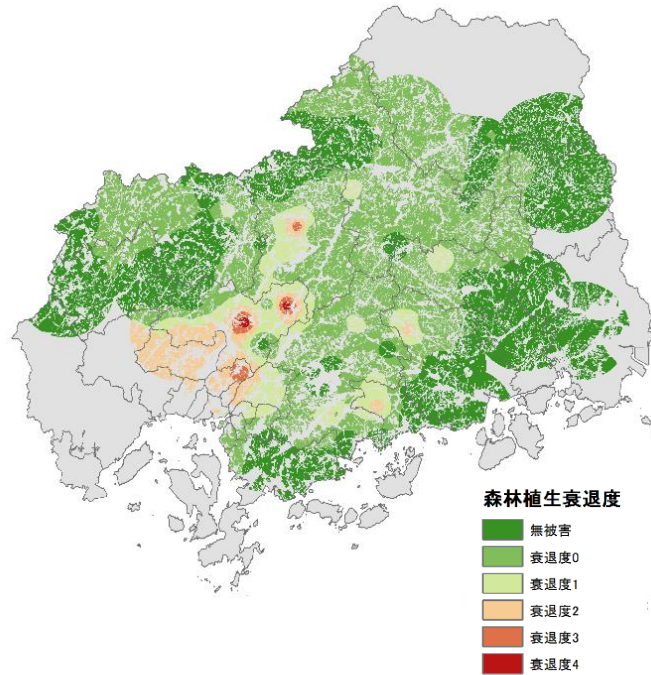
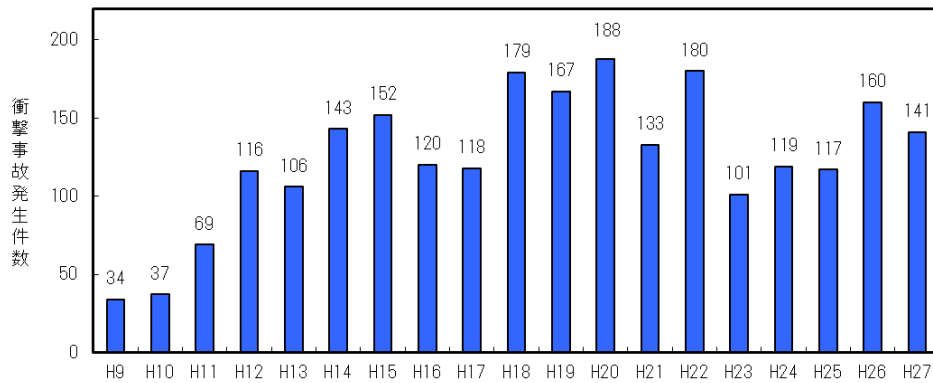


図13 低木層の木本類，ササ，草本層の植被率を使用した衰退度調査結果  
(各調査地点データをもとに空間補間した結果)

④ 列車の衝撃事故状況

列車による衝撃事故が各地で発生しており，平成27年度の件数は，山陽線18件，呉線15件，可部線2件，福塩線9件，芸備線141件となっている。最も多い芸備線のシカによる衝撃事故の年度別発生件数を図14に，月別発生件数を図15に示した。衝撃事故は平成12(2000)年度から急増し，平成18(2006)年度以降は平成21(2009)年度を除き180件前後で推移していた。平成23(2011)年度は減少したものの，その後は再び増加傾向にあり事故の範囲も拡大している。また，事故の発生は，6月と10月～12月に多くなる傾向にあり(図15)，出産期後と繁殖期におけるシカの行動の変化が影響していると考えられる。



※平成19年度まではシカと衝撃していないものを含む。

図14 年度別シカによる衝撃事故発生件数 (JR西日本調べ)

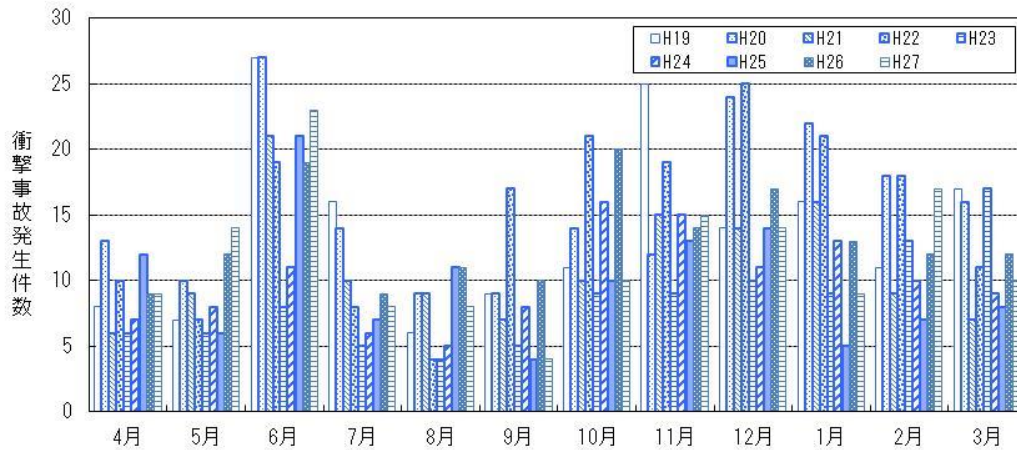


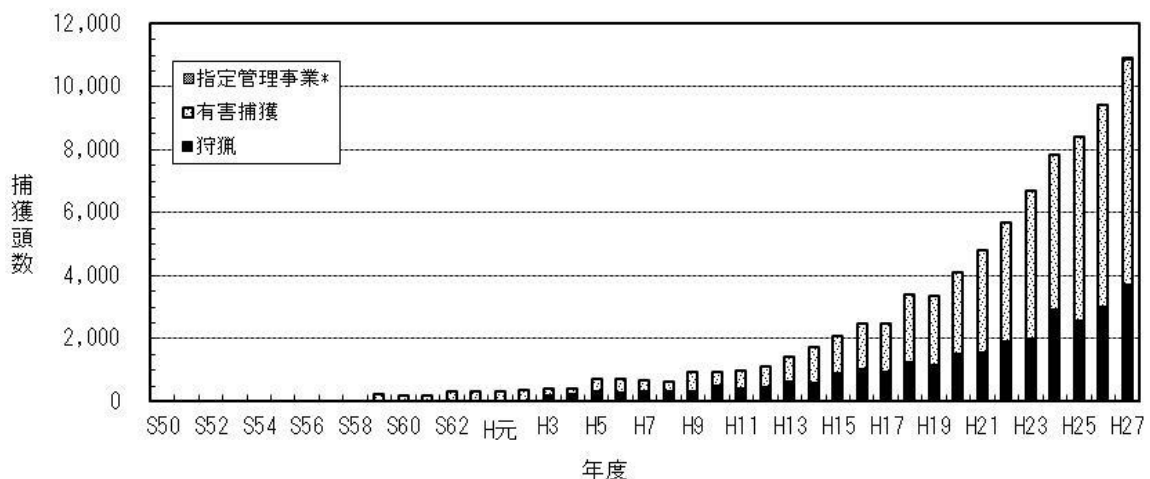
図 15 月別シカによる衝撃事故発生件数 (JR 西日本調べ)

### (3) 捕獲等の状況

昭和 50 (1975) 年度以降の狩猟及び有害駆除によって捕獲された個体数の推移を図 16 に示す。全捕獲頭数は平成 2 (1990) 年度以降増加傾向にあり、平成 12 (2000) 年度以降は 1,000 頭を上回り、平成 15 (2003) 年度には 2,000 頭を超えた。

狩猟による捕獲頭数は毎年ほぼ漸増しているが、平成 27 (2015) 年度は前年と比較して 25% 増加し、これまでの最高である 3,711 頭を記録した (表 5)。

また、有害捕獲頭数は、平成 12 (2000) 年度以降に増加しており、特に特定計画策定 (平成 15 (2003) 年度) 後は増加が顕著となり、平成 18 (2006) 年度には 2,000 頭、平成 23 (2011) 年度には 4,000 頭を上回った。さらに、平成 27 (2015) 年度には有害捕獲数が 7,000 頭を超え、狩猟と合わせた捕獲数も初めて 10,000 頭を超えている。



\*指定管理鳥獣捕獲等事業

図 16 狩猟と有害捕獲による捕獲頭数の推移 (鳥獣関係統計による)

表5 特定計画策定後の狩猟と有害捕獲による捕獲頭数 (自然環境課調べ)

捕獲区分	第1期計画				第2期計画					第3期計画			
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
狩 猟	874	1,009	917	1,235	1,147	1,516	1,537	1,906	1,998	2,894	2,572	2,973	3,711
有害捕獲	1,197	1,441	1,567	2,163	2,185	2,581	3,271	3,776	4,698	4,924	5,827	6,424	7,147
指定管理事業*													8
合 計	2,071	2,450	2,484	3,398	3,332	4,097	4,808	5,682	6,696	7,818	8,399	9,397	10,866

\*指定管理鳥獣捕獲等事業

平成18(2006)年度から平成27(2015)年度の狩猟における猟法別の捕獲率を図17に示す。平成22(2010)年度までは銃器を使用した捕獲(銃猟)がわなを使用した捕獲(わな猟)を上回っていたが、平成23(2011)年度以降はわな猟の割合が増加し、平成26(2014)年度以降は、わな猟が6割以上を占めている。

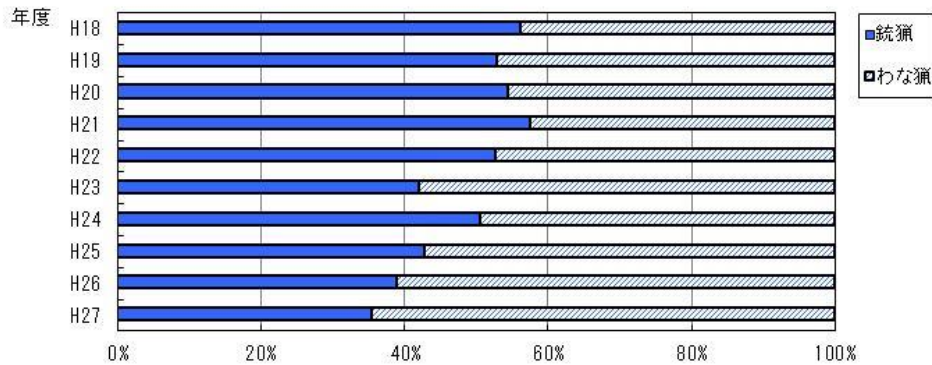


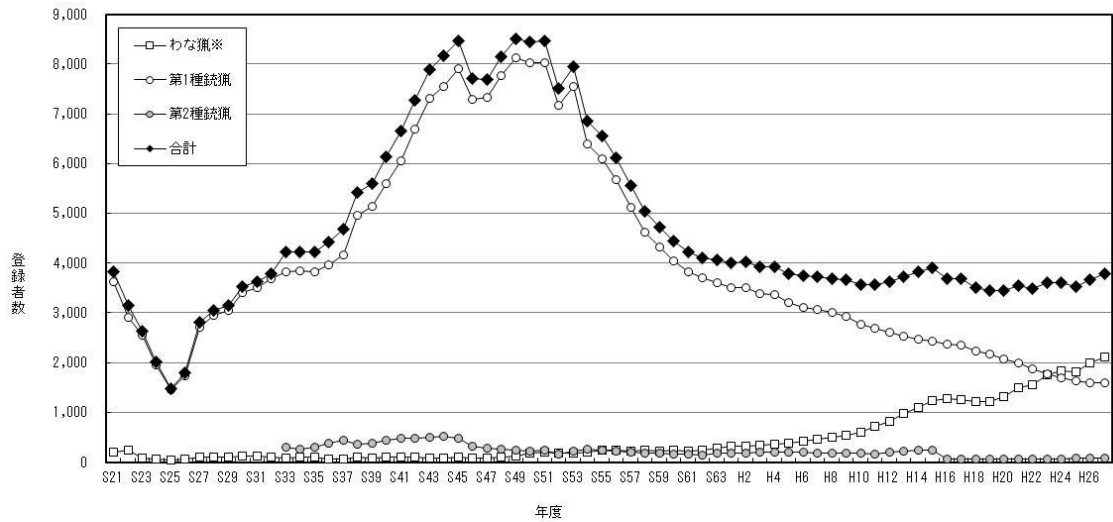
図17 平成18~27年度の猟法別捕獲割合

(自然環境課調べ)

### ① 狩猟者登録数の推移

狩猟者登録数は昭和30(1955)年度頃までは、1,500人から4,000人で推移していたが、その後増加傾向に転じ、昭和44(1969)年度には8,000人を超えた。昭和51(1976)年度までは8,000人前後で推移していたものの、その後は減少傾向に転じた。平成3(1991)年度以降は4,000人を下回って推移している。免許種別では銃猟の登録者数が一貫して減少しており、平成26(2014)年度以降は第一種銃猟と第二種銃猟を合わせても1,700人を割り込む数となっている。一方、わな猟が徐々に増加し、平成23(2011)年度には、銃猟とわな猟の登録者数がほぼ同程度となり、平成24年度(2012)年度以降はわな猟の登録者数の方が多くなっている(図18)。





(注1)H15に甲種が網・わな、乙種が第一種銃猟、丙種が第二種銃猟とそれぞれ変更された。  
 (注2)H18に第一種銃猟登録時に同時に申請すれば、第二種銃猟の別途登録が不要となった。  
 (注3)H19に網・わな猟が網猟、わな猟にそれぞれ分離された。  
 ※県外登録、対象鳥獣捕獲員含む。放鳥獣猟区のみ含まない。

図 18 免許種別狩猟者登録者数の推移（鳥獣関係統計による）

② 有害捕獲による市町別捕獲頭数

近年急増している有害捕獲について、市町村合併後の市町別に平成 14（2002）年度以降の有害捕獲頭数を表 6 に示す。安芸高田市の捕獲頭数が突出しており、平成 25（2013）年度以降は 3,000 頭の水準で推移しており、平成 27（2015）年度には全体の 43.6% を占めている。安芸高田市に次いで多いのが広島市で、平成 24（2012）年度は 1,000 頭を超え、平成 25（2013）年度には若干減少したものの、その後は急増して平成 27（2015）年度には 1,600 頭を超えている。平成 27（2015）年度の捕獲数を平成 23（2011）年度と比較すると、捕獲数の増加が顕著であるのは三原市の 4.0 倍、次いで東広島市の 2.2 倍、広島市の 1.8 倍、世羅町の 1.7 倍などとなっており、以前からシカ密度が高い地域だけでなく、分布周辺の市町においても高い増加率を示している地域がある。

表 6 市町別の有害捕獲頭数の推移（自然環境課調べ）

保護管理計画		第1期計画					第2期計画					第3期計画			
農林水産事務所	市町*	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
西部	広島市	398	272	336	360	419	419	542	640	778	893	1,023	972	1,307	1,613
	呉市									5	36	20	31	18	25
	竹原市	33	48	42	26	56	57	48	192	245	247	302	280	262	310
	東広島市	53	49	48	59	123	143	208	260	284	390	502	641	772	860
	廿日市市	1	1				3								
	安芸高田市	529	624	886	931	1,329	1,297	1,465	1,718	1,915	2,335	2,361	3,036	2,927	3,113
	府中町					4	11	20	25	25		17	25	14	23
	海田町										2	5	14	2	
	安芸太田町											1			
北広島町	101	126	102	74	105	122	166	181	207	357	297	313	377	449	
東部	三原市	1		1	6	14	19	5	11	15	26	39	63	101	105
	尾道市								13	6	6	9	2	12	8
	福山市									1	1	1	1		
	府中市						2	2	8	6	7	13	5	7	10
	世羅町	1	2	1	7		13	19	20	38	88	59	88	126	150
神石高原町				1			1				5	6	10	6	
北部	三次市	35	75	25	102	113	99	105	202	251	311	270	343	485	459
	庄原市				1				1				7	4	16
合計		1,151	1,197	1,441	1,567	2,163	2,185	2,581	3,271	3,776	4,698	4,924	5,827	6,424	7,147

\* 記載のない市町はH14～H27において有害鳥獣捕獲の実績がない。

### ③ 捕獲個体の性比

シカの個体数抑制にはメスジカをより多く捕獲することが有効であり、捕獲計画の達成度やその効果を判定するためには、捕獲数を性別に把握することが欠かせない。特定計画が策定された平成 15（2003）年度以降の狩猟と有害捕獲による雌雄別の捕獲数とメスの割合を表 7 に示す。狩猟による捕獲個体のうち性別が判別した個体の割合は、平成 15（2003）年度には約 4 割であったが、平成 17（2005）年度以降は狩猟者の協力によって大幅に改善し、平成 24（2012）年度以降は約 8 割となっている。一方、有害捕獲における性判別割合は、平成 23（2011）年度まで非常に低かったが、第 3 期特定計画以降の平成 24（2012）年度及び平成 25（2013）年度は大幅に改善され、約 6 割で推移している（図 19）。

雌雄が判別している全捕獲数に対するメスの割合は、メスジカ狩猟が解禁された平成 15（2003）年度以降徐々に上昇し、平成 20（2008）年度の捕獲頭数制限緩和（1 人 1 日オス 1 頭以内及びメス 2 頭以内に緩和）以降は、それ以前と比較してさらに上昇している（図 20）。平成 24（2012）年に策定された第 3 期特定計画では、狩猟による捕獲頭数制限が無制限となったが、メスの割合は高い水準で推移しており、平成 27（2015）年度には 58.2% であった（表 7）。以上のとおり、メスジカの狩猟解禁及び捕獲数制限の緩和は、メスジカ捕獲の促進に効果が認められている。

表 7 狩猟と有害捕獲による性別捕獲数の推移（自然環境課調べ）

区分	性別※1	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
狩猟	オス	252	244	411	591	496	640	531	666	752	1,065	919	993	1,297
	メス	87	83	232	403	340	506	533	772	761	1,309	1,086	1,303	1,730
	不明※2	535	682	274	241	311	370	473	468	485	520	567	677	684
	合計	874	1,009	917	1,235	1,147	1,516	1,537	1,906	1,998	2,894	2,572	2,973	3,711
	性判別割合	38.8%	32.4%	70.1%	80.5%	72.9%	75.6%	69.2%	75.4%	75.7%	82.0%	78.0%	77.2%	81.6%
有害捕獲	オス	235	68	256	144						1,170	1,431	1,421	1,687
	メス	45	60	209	118						1,671	2,011	2,021	2,418
	不明※2	917	1313	1102	1,897	2,185	2,581	3,271	3,776	4,698	2,083	2,385	2,982	3,042
	合計	1,197	1,441	1,567	2,163	2,185	2,581	3,271	3,776	4,698	4,924	5,827	6,424	7,147
	性判別割合	23.4%	8.9%	29.7%	12.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.7%	59.1%	53.6%	57.4%
メスの割合※3		21.3%	31.4%	39.8%	41.5%	40.7%	44.2%	50.1%	53.7%	50.3%	57.1%	56.9%	57.9%	58.2%

※1 狩猟の性別は、狩猟捕獲報告、有害捕獲の性別は有害捕獲アンケートによる

※2 全捕獲数から雌雄が判明している個体数を引いて算出した

※3 雌雄が判別している全捕獲数に対するメスの割合（狩猟と有害捕獲の合計）

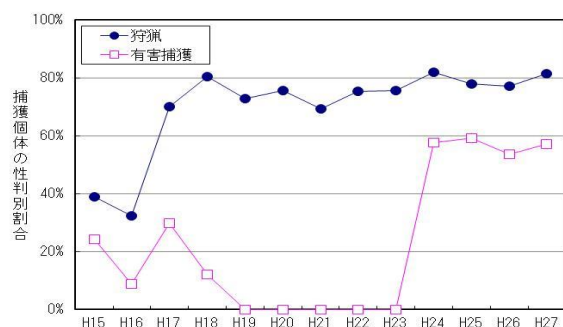


図 19 狩猟と有害捕獲による性別が判別した個体の割合（自然環境課調べ）

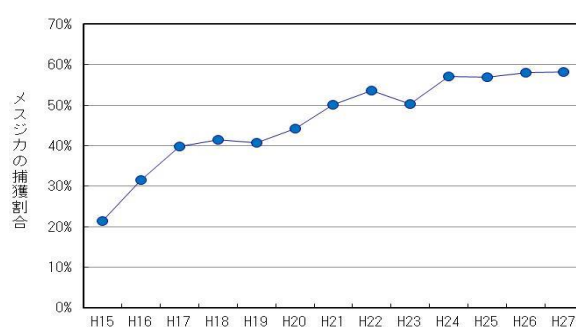


図 20 狩猟と有害捕獲によるメスジカの割合（自然環境課調べ）

#### (4) 被害防除対策の実施状況

##### ① 市町における農業被害防除対策

農業被害の防除では、被害防除に関する啓発活動や被害の出にくい集落環境改善のほか、追い払い活動と防護柵、電気柵、防除網等の設置による侵入防止柵の整備が進められている。また、加害個体の捕獲を進めるために、箱わな、囲いわな等の捕獲器材の整備、捕獲奨励策が実施されるとともに、鳥獣被害対策実施隊を設置する市町も増加している(表8)。なお、シカの生息地域はイノシシの生息地域と重複するため、被害対策もイノシシの被害対策と併用したものとなっていると考えられる。

表8 市町における鳥獣被害防止対策実施状況(市町数) (農業技術課調べ)

区分	対策	年度				
		H23	H24	H25	H26	H27
被害防除	啓発活動	7	11	8	11	13
	環境改善	11	11	14	13	12
	追い払い活動	1	2	2	2	3
	侵入防止柵整備	21	22	21	20	21
個体数管理	捕獲奨励	23	23	23	22	23
	箱わな等購入	19	16	17	15	19
	鳥獣被害対策実施隊の設置	19	20	21	21	23

##### ② 林業被害防除対策

シカによる林業被害に対しては、食害を単木ごとにネットによって防除する方法(シカ食害防止)、忌避剤散布及び防護柵の設置が行われている(図21)。直近の5年間では、防護柵の設置が最も多く、全体の9割程度を占めている。忌避剤散布は平成25(2013)年度以降は行われておらず、食害防止ネットによる単木防除が1割弱程度を占めている。

しかしながら、防除対策の実施には、造林にかかる費用と同等の経費がかかることなどから、造林面積の1割程度にとどまっている状況にある。

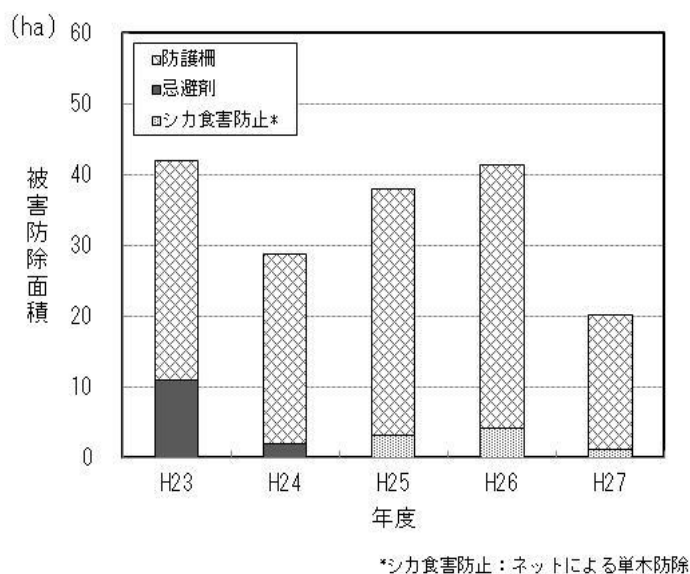


図21 林業被害防除面積の推移 (林業課調べ)

## 6 計画の進め方

### (1) 効果的な被害対策

シカによる農業被害額は近年減少傾向（H27 約4千2百万円）にあるものの、シカの分布域は、平成25年度以降、白木山系地域個体群と竹原地域個体群の両個体群がつながるとともに、その周辺地域に分布が拡大していることなどから、引き続き、農作物被害対策として、集落に出てきにくく、餌にもありつけない環境への改善、正しい知識に基づく侵入防止柵の設置及び加害個体の捕獲を基本とした総合対策を実施する。

### (2) モニタリングによる効果検証

目標達成の効果検証を行うため、

- ・生息状況（数、密度、分布状況）調査
- ・被害状況（被害金額等）調査

などについて、毎年、モニタリングを実施し、分布状況や被害発生に関連性について把握するなど、各市町の取組成果がわかるよう、その結果を毎年9月末までに示し、市町の現状に応じた有効な被害対策を検討することで、次年度の実行性のある取組につなげる。

また、推定個体数をもとに、今後計画している捕獲数や想定される自然増加率などを加味して、将来の推定個体数の推移を必要に応じてシミュレーションし、中長期的な対策についても併せて検討する。

### (3) 現状把握

計画策定後においても、様々な要因によって、シカの推定個体数（密度）が変動することが考えられることから毎年現状把握を行う。

なお、毎年実施する現状把握の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図る。

## 7 管理の目標及び基本的な考え方

### (1) 管理の目標

シカは単独性で縄張りを持つカモシカとは異なり、集団性で条件の良い場所では群が大きくなり極めて高い密度に達する種である。そのためシカが適正密度以上に増加した場合、農林業に対する被害が深刻な問題となるだけでなく、自然植生に対しても破壊的な圧力が加わることがある。その影響はシカ自身にも現れ、高密度になると餌環境の消失や破壊を引き起こし、個体群の質の低下（栄養状態や繁殖力の低下、個体の小型化など）につながる場合もある。このような個体群生態学的性格からみると、地域個体群によっては人が個体群動態に積極的に関わり、個体数を適正に管理する必要がある。一方、シカは自然生態系の重要な構成要素でもある。

以上の点を考慮して、シカ個体群の管理における基本目標は、次のように設定する。

- 農林業被害を社会的な許容範囲内に抑える。  
(シカによる被害が社会問題化する 1980 年代以前の水準とする。)
- 地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で安定的に維持する。特に、自然植生への圧力が大きい地域ではその軽減を図る。

なお、平成 25 (2013) 年 12 月に環境省と農水省により示された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、当面の捕獲目標（全国レベル）が設定され、シカの生息数を 10 年後（平成 35 (2023) 年度末）までに半減することを目指すこととなっている。本計画における管理の目標においても、この国の方針を考慮しながら施策を実施していくこととする。

### (2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

シカの生息状況や被害状況などの現状の把握と分析を行い、それらの情報と基礎的な研究結果に基づいて被害発生の境界となる生息密度など具体的な目標の設定とそれを達成するための管理施策を決定する。

次に関係者の合意形成を経て、それを達成するための被害管理・個体群管理・生息地管理等の方策を総合的、計画的に実施していく。

さらに、生息状況（分布状況、シカ密度指標など）や被害状況及び自然植生の状況などの変化に応じた順応的管理を推進するため、モニタリング調査の結果をもとに計画の進行状況を検証し、単年度ごとに各施策の評価を行い、新たな目標設定と施策を進めていくこととする。

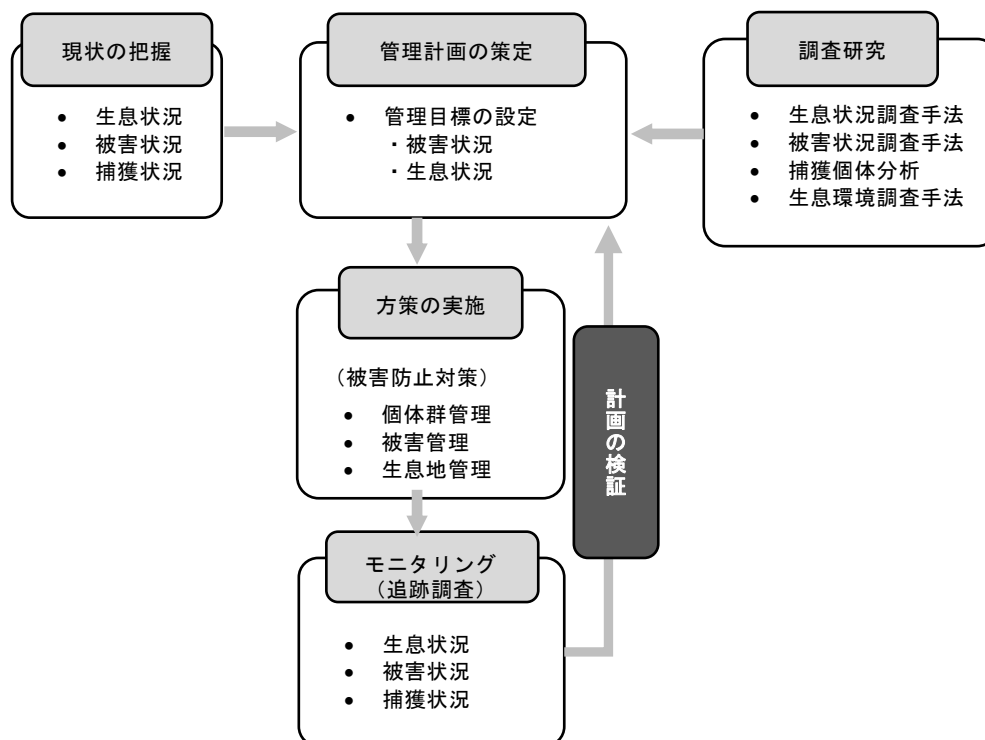


図 22 順応的管理の考え方

図 22 のシステムの構築を目指しながら、本計画においては次の基本的な事項を行う。

- シカの生息数を減少させるため、各種モニタリング調査を適切に実施し、毎年策定する年度別事業実施計画において、目安となる推定生息数や捕獲目標などを設定し、その目標が達成できるよう関係者が連携して取り組む。
- 個体群管理においては、農林業被害や自然植生への影響を考慮した場合の適正密度が明確でないため、国が示す平成 35 年度までに生息数を半減するという全国レベルの目標に沿った施策を実施する。
- 市町が主体となって実施する有害鳥獣捕獲によって農林業被害等の軽減が期待できない地域においては、必要に応じて、後述の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施する。

## 8 個体群管理（数の調整）に関する事項

### （1）個体群管理の考え方

本県におけるシカの分布は、かつて白木山系地域個体群と竹原地域個体群に分かれていたが、近年の分布拡大により両地域個体群の分布は連続し境界が不明瞭となっていることから、本計画から両個体群を一体として扱うこととする。

本県では農林業被害が社会的に容認できる適正生息数（密度）や自然植生等への影響を最小限に抑制できる適正生息数（密度）を現状においては明確に示すことができないことから、国（環境省）が示す「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）」に沿った管理を目指す。

そのために、シカの生息数（密度）や被害状況は地域によって異なることから、市町別にそれらの状況を毎年明らかにするとともに、目安として年間計画捕獲数などを示すことによって、市町など関係者が計画的に生息数（密度）の低減に向けた取組みを図られるようにする。

また、国（環境省及び農水省）が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」で示した「10年後（平成35（2023）年度）に生息数を半減する」という全国レベルの目標に沿った管理も合わせて実施していくこととする。

## （2）個体群管理の目標

6（1）の考え方を基に、当面の目標として、次の目標を設定した。

- 農林業生産を優先する地域の目標生息密度は、被害が社会的に容認される密度として1～2頭/km<sup>2</sup>とする。
- 保護を優先する地域においては生態系維持の観点から、シカによる自然植生等への影響を最小限に抑える程度の密度として5頭/km<sup>2</sup>とする。

## （3）個体群管理の手法

今回新たに平成27（2015）年度までの捕獲実績を含めて階層ベイズモデルによる個体数の将来予測を行ったところ、平成27（2015）年度と同じ捕獲率（生息個体数に対する捕獲数の割合）を継続しても個体数は増加していくことが再確認された（図22）。また、「平成35（2023）年度に平成23（2011）年度の生息数から半減させると」という目標（暫定的な目標）を達成するためには、平成27（2015）年度の2.2倍の捕獲率を継続する必要があると推計された（図23）。

以上のとおり、生息数抑制の目標を達成するには、現状を大幅に上回る捕獲圧をかけていくことが必要であると考えられる。しかしながら、階層ベイズモデルによるシミュレーション（将来予測）にも比較的大きな誤差があることから、毎年、生息状況や被害状況などのモニタリングを行い、その結果を示した年度別事業実施計画を作成し、被害対策の効果検証に役立つ（順応的管理）。

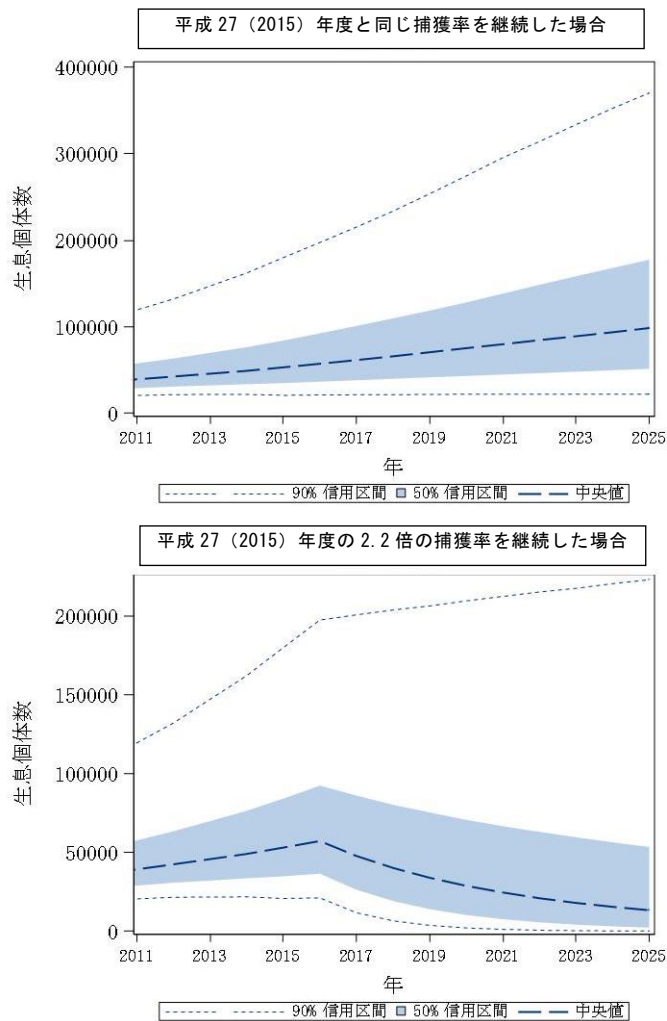


図 23 階層ベイズモデルによる広島県のシカ生息個体数の将来予測

#### (4) 目標達成のための措置

##### ① 捕獲対策の推進

個体群管理目標を達成するための捕獲推進策として、次の措置を取ることとする。

- 生息密度を低減するため、狩猟期間の 2 月末日までの延長を継続する。  
(狩猟期間：11 月 15 日から翌年 2 月末日まで)
- 県内全域（島しょ部を除く。）において、狩猟での捕獲頭数制限を無制限とする。  
(なお、生息数の減に効果のあるメスを優先的に捕獲するよう普及啓発する。)
- 効率的な捕獲を行うため、猟法（くくりわな）禁止区域を除く地区において、シカの捕獲等をするためのくくりわなの輪の直径に係る規制を解除する。  
(輪の直径が 12 センチメートルを超えるくくりわなの使用を可とする。)
- 被害が多発している地域において、狩猟と有害捕獲による捕獲対策を行うため、狩猟関係者に対し、被害の著しい地域における狩猟や有害捕獲への協力を要請する。



## ② 年度別事業実施計画に基づく管理施策の展開

生息数の減少傾向への誘導と管理目標への確実な到達を図るため、計画の進捗管理を兼ねた年度別事業実施計画を策定して翌年度の年間計画捕獲数を目安として設定する。

年度別事業実施計画は、前年度の捕獲実績と各種モニタリング結果の評価等に基づいて毎年改定していくこととする。なお、捕獲努力量を大幅に増加させる施策の実施が困難なことから、県猟友会への協力要請と関係市町との連携により、現在の捕獲数からできるだけ上積みを図るべく努力するものとする。

年度別事業実施計画には、生息状況などのモニタリング結果や年間計画捕獲数（目安）等について記述し、後述の「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」等の意見を聴取して決定する。

## ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の導入

改正鳥獣法において新たに創設された指定管理鳥獣捕獲等事業については、本県においても効率的な捕獲手法の検討を目的として平成 28（2016）年度に実施した。

本県においては、狩猟の促進及び有害捕獲により個体群管理を進めているが、生息数を減少させるには大幅な捕獲数の増加が必要である。したがって、今後は狩猟及び有害鳥獣捕獲で不足する部分を補完することを目的として同事業に取り組んでいくこととする。基本的には農林業被害に対応するための有害鳥獣捕獲は市町が主体となって実施していることから、同事業は、狩猟のできないエリアなどの地域を優先していくこととする。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施には「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の作成が必要なことから、各年度に実施する同事業の内容については、後述の「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」等の意見を聴取して実施計画を作成する。

## ④ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上

シカの生息数を減少させるには、現状よりも大幅な捕獲数の増加が必要であることから、捕獲の担い手である狩猟者の確保と効率の良い捕獲技術の普及、開発が不可欠である。そのため、次の施策を実施する。

- 狩猟免許試験の県内各地での開催や休日における実施又はその適切な周知、狩猟の社会的役割のPR等により新規の狩猟免許取得を促進し、狩猟後継者の確保を図る。
- わな架設講習会、安全狩猟射撃講習会、捕獲技術者育成アカデミー等を開催する。また、その内容については現場のニーズや実態に応じたものとなるよう適宜見直しを行うことなどにより、狩猟者の野生鳥獣に関する知識や捕獲技術の向上に努める。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業において、ICTを活用するなど新たな捕獲技術の導入を進める。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業などの公的な捕獲等事業の担い手の確保・育成のため、改正鳥獣法において創設された「認定鳥獣捕獲等事業者制度」にのっとり、一定の技能及び知識を持った事業者を確保・育成するため、当該制度の普及啓発を図る。

## 9 被害管理に関する事項

### (1) 被害対策に係る方針

農作物被害の発生は、集落や農地での人馴れ学習と餌の供給によって、野生動物を「餌付け」してしまっただけの結果であり、被害対策は集落住民が主体的にこの「餌付け」をやめることが必要である。具体的には、集落に出てきにくく、餌にもありつけない環境への改善として、集落内の潜み場の除去、放任果樹の伐採、野菜等収穫残渣の適正処理、稲の2番穂（ヒコバエ）の鋤きこみ、住民による連携した追払いの実施などの必要性を啓発していくことが重要である。

そのうえで、正しい知識に基づく侵入防止柵の設置やわな等による加害個体の捕獲に取り組むことで、効果的な被害対策を推進する。

### (2) 市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進

平成19（2007）年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定された。同法では鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、国が定める基本指針に即して市町が被害防止計画を作成し、その計画に基づき、被害防止に積極的に取り組むこととされている。

また、本管理計画と被害防止計画の整合を図るため、関係市町と適切に連携を図り、各種施策の実行状況や効果に関する情報交換と定期的な協議を行う。

なお、市町が取り組んでいる主な被害防止対策は次のとおりであり、本管理計画の目標達成に向けて対策の継続や充実・強化を図る。

- 侵入防止施設（防護柵、電気柵等）の整備、定期的な保守点検
- 有害鳥獣を寄せ付けない環境整備
- 捕獲奨励金事業の実施
- わなの設置支援
- 捕獲班の設置
- 有害鳥獣広域連携捕獲の実施
- 狩猟免許取得の支援

## 10 生息地の保護及び整備に関する事項

生息密度を低下させ、分布域の拡大を抑制するためには、例えば道路法面の緑化のための牧草や田んぼのあぜなどを適正に管理するなど、個体の捕獲除去とともに餌源対策を併用する必要がある。また、シカにより自然植生に強い圧力がかかっている地域では植生の保護方策を検討する必要がある。そのためには、山林所有者や管理主体などが相互に情報交換を行い、協力体制を整えることが必要不可欠である。

なお、鳥獣保護区等でシカによる被害が甚大と判明した区域については、鳥獣保護区等の解除や特例休猟区への移行等を検討する必要がある。

## 11 その他管理のために必要な事項

### (1) モニタリング等の調査研究

シカの個体群管理においては、推定生息数や個体群動態の予測は不確定要素が大きく、計画捕獲数を捕獲しても管理目標を達成できないことはしばしばある。そこで、実際の捕獲状況と生息状況のモニタリング結果から計画捕獲数を評価し、修正して行くことが欠かせない。本県では、捕獲の効果測定としての生息密度や推定生息数、分布に関する生息状況調査や捕獲状況（捕獲数や性比等）を把握するモニタリング体制を整備する。

#### ① 生息状況に関するモニタリング

生息密度指標を得るための生息調査（糞塊密度調査）等を実施する。また、分布や生息密度の変動を把握するため、分布状況について市町等からの聞き取りやアンケート調査を実施し取りまとめる。

また、必要に応じて、捕獲された個体等から試料を採取し、年齢構成、妊娠率、性比、食性（被害種との関係）の個体分析を行う。

#### ② 捕獲情報の収集と分析

捕獲状況の把握は、管理を推進して行くうえでの必須事項である。このため、有害鳥獣捕獲の作業報告書の書式や提出方法を検討し、捕獲個体の捕獲地点や性別、シカの日撃数及び捕獲努力量といった管理に必要な情報が報告されるよう検討する。有害捕獲に関しては四半期で集計することとし、捕獲数を県でとりまとめる。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する際は、受託事業者から捕獲個体情報や捕獲努力量などが適切に集約されるような制度設計に努める。

狩猟に関しても、地域別捕獲数、性別及び捕獲努力量などの最低限必要な情報を的確に収集できるよう引き続き、出猟カレンダー調査を実施する。また、捕獲報告においても適切な記入を徹底し、報告精度を高めるため、研修会等を捉えてその重要性について理解を得ていくこととする。なお、集計結果については、関係者に情報を提供する。

#### ③ 被害状況に関する情報

被害実態の把握、防除効果の検証のため、農林水産局による被害金額、被害面積、被害作物の品目、被害の動向、被害対策の実施状況等の調査を実施するとともに、集落単位の被害状況等に係るアンケートを実施し、シカの生息状況と被害発生との関連性について把握、検証する。

また、自然植生への影響を把握し、適正生息密度の検証に供するため、希少植物群落や森林下層植生衰退度に関するモニタリングを5年に1回程度を目処に定期的に実施する。

### (2) 計画の推進体制

#### ① 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。そのため、行政、関係団体及び関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら各施策を進めていくこととする。

## ② 計画の策定又は見直し

本計画の策定又は見直しに当たっては、広く関係者の合意形成を図り、その計画内容を検討することとする。

○イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会の設置

【構成員】 県（環境県民局・農林水産局）、関係市町、関係団体、その他関係機関

## ③ イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置

本計画を科学的知見に基づき推進、専門的な観点から実行状況を分析・評価するため、イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会の下部組織として学識経験者などからなる「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」を設置する。

本部会では、本管理計画の進捗状況をチェックするとともに、モニタリング結果に基づいて計画の見直し、修正と年度別事業実施計画等の妥当性について検討する。さらに、新たに導入した指定管理鳥獣捕獲等事業の事業計画及び効果についても評価する。